

～施設窓掲示、受講申込時の配布用～

一般財団法人さっぽろ健康スポーツ財団傷害見舞金給付制度要項（抜粋）

一般財団法人さっぽろ健康スポーツ財団（以下「財団」という）では、財団が主催する事業（以下「事業」という）に参加する皆様を対象とし、見舞金の支給等を行う傷害見舞金給付制度（以下、「制度」という）を設けております。

当制度は、参加者の皆様に安心して事業にご参加いただくため、参加中の傷害または疾病に対し補償するものです。怪我を負われた際には、速やか施設職員または指導員にご連絡ください。

また、事故状況や個人情報をご指定の下記保険会社へ提供し、申請後の怪我の経過連絡や見舞金の給付は保険会社を経由して対応いたしますので、財団のプライバシーポリシー（<http://www.shsf.jp/privacypolicy>）のほか、保険会社のプライバシーポリシー（<https://www2.chubb.com/jp-jp/footer/privacy-policy.aspx>）をご確認のうえ、事業へご参加くださいますようよろしくお願いいたします。

下記は当制度の内容をご理解いただくために概要を集約した掲示用の資料です。全文をご確認いただきたい方は、施設職員までお問い合わせください。

《保険会社》

Chubb（チャブ）損害保険株式会社 保険金カスタマーセンター 傷害保険課
TEL:0120-091-313 FAX:0120-022-709

【本制度の目的】

この制度は、財団が主催する次例に定める参加者が、その事業に参加中に被った傷害または疾病（以下「傷病」という）に対して、財団が給付する災害死亡補償、後遺障害補償および療養補償について定めることにより、傷病を被った参加者の救済を目的とする。

【適用範囲】

当制度は、財団の主催する事業であり、事前申込みを受け個人が特定できる事業の参加者本人（以下「本人」という）に適用する。

原則として事故発生後1ヵ月を経過する報告については、適用外といたしますので事故発生後は速やかに施設職員、または指導員にご連絡ください。

【用語の定義】

本制度において、次に掲げる用語は、それぞれ次の定義に従うものとする。

- （1）「傷害」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいい、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生じる中毒症状（継続的に吸入、吸収または摂取した結果生じる中毒症状を除く）を含む。
- （2）「疾病」とは、急性虚血性心疾患（いわゆる心筋梗塞）、急性心不全等の急性心疾患、くも膜下出血、脳内出血等の急性脳疾患、気胸、過換気症候群等の急性呼吸器疾患、細菌性食中毒、日射病および熱射病等の熱中症、低体温症、脱水症をいう。
- （3）「事業に参加中」とは、本人が事業に参加するために財団の指定する場所に集合し、受付を行ったときから、事業が終了したときまでをいう。ただし、事業開催前に参加申込みを行い、財団側が参加者個人の特定ができる者に限る。

なお、「事業に参加するための往復途上（被補償者が事業に参加する意思をもって、住居（事業参加のために宿泊したときは、その宿泊先）を出発してから住居に到着するまでの間）」は、「事業に参加中」に含まない。

【補償内容】

災害死亡補償保険金		1,300,000円
	補償適用の原因が生じた直接の結果として、その補償適用の原因が生じた日から、その日を含め180日以内に参加者が死亡した場合をいいます。	
後遺障害補償保険金		52,000円～1,300,000円
	補償適用の原因が生じた直接の結果として、怪我をした日からその日を含めて180日以内に参加者に後遺障害が生じた場合、または、特定疾病で公的な厚生年金保険法、地方公務員等共済組合法等の後遺障害認定を受けた場合は、後遺障害の程度に応じて4%から100%の支払割合で決定します。	
療養保険金	入院日額	1,500円
	手術保険金	15,000円／30,000円／60,000円
		入院日額が支払われる場合で、補償適用の原因が生じた日からその日を含め

～施設窓掲示、受講申込時の配布用～

		180日以内に、補償適用の原因への治療のために所定の手術を受けた場合に対象となります。 入院日額に手術の種類に応じて定めた倍率（10倍、20倍、40倍）を乗じた額とし、1事故に基づく補償適用の原因につき1回の手術に限ります。
		1,000円
	通院日額	補償適用の原因の治療を直接の目的として通院した場合で、補償適用の原因が生じた日からその日を含めて180日以内の通院日数に対して、90日を限度とします。

【補償を行わない場合】

- (1) 本人またはその法定相続人の故意または重大な過失による傷病。
- (2) 本人の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による傷病。
- (3) 本人の麻薬、あへん、大麻、覚せい剤またはシンナー等の使用による傷病。
- (4) 本人が法令に定められた運転資格を持たないで、または酒に酔って正常な運転ができないおそれがある状態で、自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故による傷病。
- (5) 他覚症状のない本人の感染症。
- (6) 頸部症候群（むちうち症）または腰痛で自覚症状しかないもの。
- (7) 徐々に積み重ねられていた筋肉疲労、関節炎、成長痛（野球肩、テニス肘、オスグット症）などの症状。
- (8) 整骨院、鍼灸院による施術。（医師による診断がある施術を除く）
- (9) ギプス等の医療器具の製作を目的とした通院。
- (10) 本人の妊娠、出産または早産。
- (11) 傷病発生日の該当する年度の4月1日の直前12ヶ月以内に、医師の治療を受けまたは治療のために医師の処方に基づく服薬をしていた疾病と因果関係のある疾病。
- (12) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群集または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいう）による傷病。
- (13) 核燃料物質（使用済燃料を含む。以下この号において同様とする）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含む）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故による傷病。

【請求手続き】

本人またはその法定相続人が、本制度に基づく補償の給付を請求する場合には、指定保険会社の求めに応じて、次の各号の書類を提出しなければならない。

- (1) 傷害のとき事故状況報告書、疾病のとき罹患状況報告書
- (2) 医師の診断書（死亡の場合は死亡診断書または死体検案書）
- (3) 医療機関に照会することへの同意書

※上記（2）（3）については、長期間の治療や高額な請求、または指定保険会社の求めがあった場合に必要となります。

【留意事項】

- (1) 対象となる傷病（傷害または特定疾病）は、財団の事業に参加中に被った傷病、並びに傷病に起因する後遺障害および死亡が対象になります。
- (2) 入院・通院ともに医療費の実費ではなく、1日につき定額給付金が支払われます。また、治療として手術を受けた場合は、その種類に応じて、1回に限り手術給付金が支払われます。
- (3) 損害賠償事故や、故意、重大な過失による傷害事故は給付対象外となります。
- (4) 事故にあわれた方は、ご連絡が遅れると給付金が支払われない場合がありますので、速やかに施設職員、または指導員にご連絡ください。
- (5) 原則として事故発生後1ヵ月以内に施設へ申請してください。
- (6) 事故状況や個人情報保険会社へ提供し、怪我後の経過連絡や見舞金の給付は保険会社にて対応いたします。
- (7) 保険適用中（通院中）の教室受講はできません。完治してから再度受講ください。